

## バーチャルA I S 航路標識の運用開始について

海上保安庁では、船舶交通の安全確保を図るための新たな取組みとして、船舶自動識別装置（A I S）を活用し、航海用レーダー画面上にシンボルマークを仮想表示させる、「バーチャルA I S 航路標識」の運用を11月1日（日）から開始します。

### 1 バーチャルA I S 航路標識の導入経緯

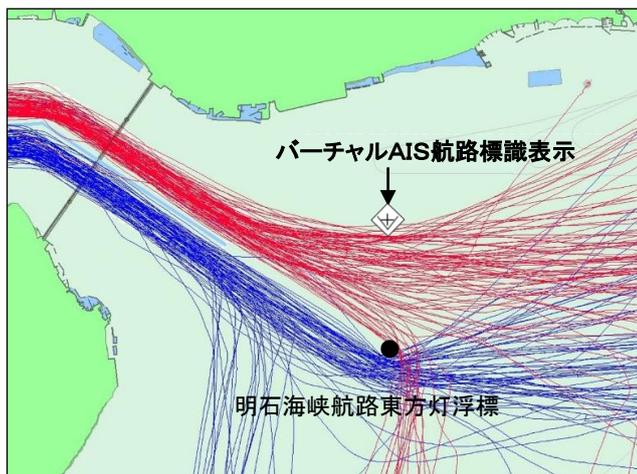
A I Sは、針路、速力などの船舶の動静に関する情報だけでなく、航行船舶の指標となるシンボルマークを表示させる機能を有しており、実際には存在しない航路標識を航海用レーダーの画面上において表示させることができます。

国際的には、平成16年に国際海事機関（I M O）において、航海用レーダーの性能基準が改正され、航海用レーダーの画面上にA I Sのシンボルマークを表示させることが義務付けられ、さらに、平成26年には、新シンボルマークが承認されました。

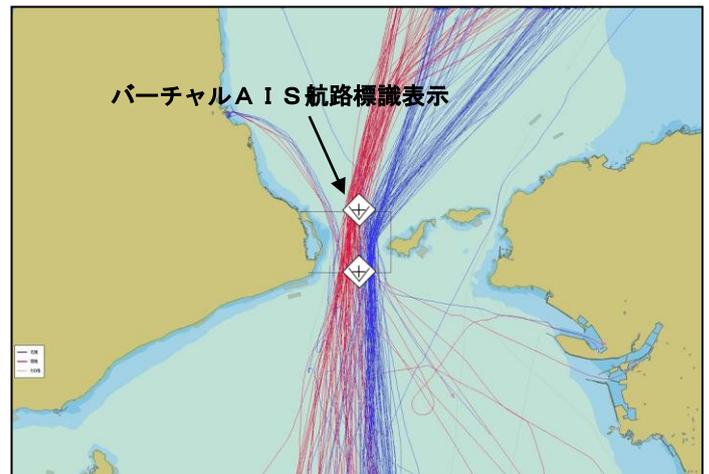
これらの動向を踏まえ、水深が非常に深いなど航路標識の設置が困難な海域であり、また、海上交通安全法第25条第2項に規定する経路指定が行われている明石海峡及び友ヶ島水道においてバーチャルA I S 航路標識の実証実験を行っていたところ、その有効性が確認できたことから、正式に運用を開始するものです。

### 2 バーチャルA I S 航路標識の表示状況

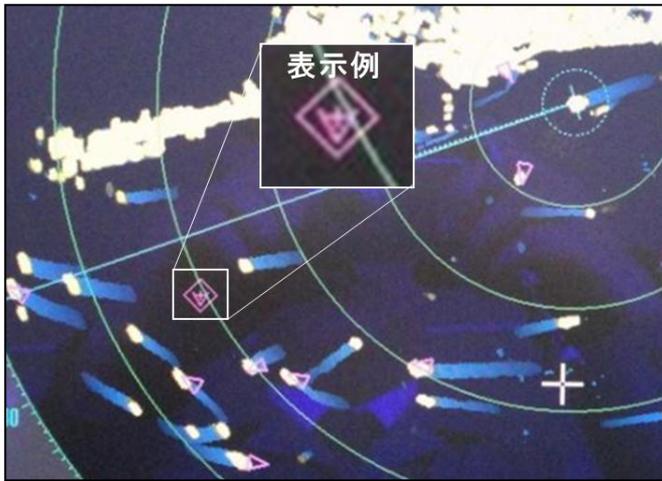
#### ○ 明石海峡（表示イメージ）



#### ○ 友ヶ島水道（表示イメージ）



【航海用レーダー表示状況（例）】



◎ バーチャルAIS航路標識のシンボルマーク

現在のAIS搭載義務船に設置されている航海用レーダーについては、下記のシンボルマークが表示されます。

【現行シンボルマーク】

リアル・シンセ	
バーチャル	

平成26年にIMOにおいて承認された新シンボルマークは下記のとおりであり、このシンボルマークに対応した最新の航海用レーダー等においては表示が可能となります。

【新シンボルマーク（抜粋）】

	右舷標識	左舷標識	北方位標識	東方位標識	南方位標識	西方位標識	孤障標	立害標	安水標	全域標	特標	殊標	緊沈標	急船標
リアル・シンセ														
バーチャル														

○海上交通安全法（昭和四十七年七月三日法律第百十五号）

第二十五条 海上保安庁長官は、狭い水道（航路を除く。）をこれに沿って航行する船舶がその右側の水域を航行することが、地形、潮流その他の自然的条件又は船舶交通の状況により、危険を生ずるおそれがあり、又は実行に適しないと認められるときは、告示により、当該水道をこれに沿って航行する船舶の航行に適する経路（当該水道への出入の経路を含む。）を指定することができる。

2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域（航路を除く。）について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

3 第一項の水道をこれに沿って航行する船舶又は前項に規定する海域を航行する船舶は、できる限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によつて航行しなければならない。